

新居浜市土地開発公社

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立した。

事務所 一宮町一丁目5番1号
新居浜市庁舎内 ☎65-1266

設立年月日 昭和48年3月8日

役員 理事 11人 監事 2人

機構
局長 1
次長 (1)
参事 (1)
総務課 3 (2)
用地課 (14)
事業課 (8)

臨時・非常勤職員含む。()兼任
(23.4.1現在)

資産・負債及び資本（23.3.31現在）

固定資産	出資金（新居浜市）	10,000,000円
流動資産	公有用地	2,466,137,271円
	代行用地	1,531,243,247円
	現金及び預金	199,533,932円
資産合計		4,206,914,450円
負債	借入金	4,016,993,544円
	未払金	132,386,974円
資本	資本金	10,000,000円
	準備金	47,533,932円
負債・資本合計		4,206,914,450円

新居浜港務局

新居浜港は、江戸時代の別子銅山の開坑以来産銅の積み出し、諸物資搬入の拠点として発展した。

明治以降欧米の新技术の導入により、産銅量が飛躍的に増大するとともに機械・肥料工業等の関連産業が成長し、阪神地方との船舶の往来が頻繁になった。港湾施設も漸次整備されたが、入港船舶の増加及び大型化に対処するため昭和8年から住友別子鉱山株式会社により、大規模な築港がなされた。これにより広大な工業用地、防波堤、航路、泊地等が建設され、現在の臨海部コンビナートの基礎が形づくられた。

昭和17年からの第2次築港計画は、戦争の激化のため中断されたが、戦後は、石油化学コンビナートが形成され工業港として成長していった。

昭和26年には重要港湾に指定され、昭和28年には新居浜市を設立母体として港湾管理者・新居浜港務局が設立された。昭和39年に東予地区が新産業都市に指定されたため、多喜浜地区の塩田跡地と公有水面埋立てにより、約200haの工業用地造成が計画された。

これに伴い、昭和41年に新居浜港港湾計画を策定、

その後、昭和47年に垣生工業団地造成を計画するとともに、昭和56年に港湾計画を改訂し、東港地区のフェリー岸壁とそれに伴う関連施設が昭和63年3月末に完成、同年4月から阪神間に定期航路が開設された。さらに、平成11年3月には、垣生第3、4岸壁が完成し、新居浜港に対する要請に答えてきた。また、海洋レクリエーション需要の増大に対応するため新居浜マリーナを建設、平成8年4月からハーバー施設などの供用を開始し、平成17年3月末でマリーナの全ての整備を完了した。

現在は、平成11年に改訂された港湾計画に基づき整備を行っており、平成19年には地域の環境保全のための廃棄物処分場の整備を完了した。また、平成23年の暫定供用を目指し、大規模地震時の防災機能を構築するための耐震強化岸壁の整備を行っている。

事務所 繁本町3番5号

☎65-1350

設立年月日 昭和28年12月1日

1 港湾管理体制

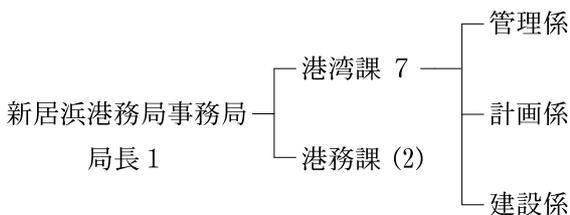
新居浜港は、主として民間企業の手によって開発されたため、昭和28年まで港湾管理者は設立されていなかったが、市と住友金属鉱山株式会社との交渉の結果、昭和28年に港湾管理者として新居浜港務局が設立され現在に至っている。

港務局委員会は委員7人で構成されているとともに、港務局には監事3人をおくこととされている。

委員のうち、2人は新居浜市から、1人は学識経験者から、2人は従前の維持管理者の推薦する者の中から、残りの2人は最大の荷主が推薦する者の中から、また監事1人は市から、1人は愛媛県から、他の1人は従前の維持管理者の推薦する者の中からそれぞれ市長が市議会の同意を得て任命する。

なお、委員会の委員長は、委員の互選で定める。

2 機構



3 港湾区域

(昭和44年10月1日 新居浜港務局告示第7号)

御代島三角点(北緯33度58分22秒、東経133度15分32秒)から0度に引いた線、大島虎崎から270度3,000mの地点まで引いた線、同地点から254度に引いた線、大島中山崎から196度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川河川水面。

ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)の規定により指定された大島漁港、垣生漁港及び沢津漁港の区域を除く。

4 港湾計画の概要

港湾の開発、利用及び保全に関する中長期的なマスタープランである新居浜港の港湾計画は、昭和41年に策定し、その後、昭和56年には東港地区における内貿用ふ頭やマリーナ施設の整備を主な内容として改訂を行った。

しかしながら、近年の経済のグローバル化の進展は、外貿物流需要の増大や船舶の大型化・コンテナ化をはじめとした輸送革新をもたらしたことから、新居浜港においても、これらに対応した物流機能のより一層の強化・充実を図ることとあわせて、地域

の環境保全のための廃棄物受入空間の確保や大規模地震時の防災機能構築等を基本方針として、平成11年8月に改訂した。

【新たな施設計画の概要】

・本港地区

岸壁	水深12m	1バース(延長240m)
泊地	水深12m	面積10.3ha
防波堤	延長300m	
ふ頭用地	6.0ha	
港湾関連用地	3.4ha	
交通機能用地	1.2ha	
廃棄物処理用地	5.3ha	

・東港地区

岸壁(耐震)	水深7.5m	1バース(延長130m)
岸壁	水深5.5m	1バース(延長100m)
泊地	水深7.5m~5.5m	面積10.4ha
ふ頭用地	2.7ha	

5 新居浜マリーナ(愛称:マリパーク新居浜)

近年の海洋レクリエーション需要に対応するとともに、港湾区域内に点在するプレジャーボートを収容する施設として、新居浜マリーナが平成8年4月から供用開始した。

現在、港湾のアメニティー向上を図り、市民と港湾のふれあいの場として広く地域の人々に親しまれるよう、マリーナ背後においてキャンプ場、ふれあい広場等の緑地を提供している。

【マリーナの施設概要】

物揚場	水深2~3m	延長250m
浮棧橋	3基	
船揚場	延長55m	
防波堤	延長550m	
クラブハウス	1棟	
修理棟	1棟	

【緑地の施設概要】

人工海浜	延長 300m	親水護岸	4,591㎡
キャンプ場	12,309㎡	駐車場	5,113㎡
ふれあい広場	3,944㎡	駐輪場	513㎡
イベント広場	4,216㎡	休息緑地	8,393㎡
多目的広場	24,918㎡		

・マリーナ使用料

1 保管料

(単位：円 消費税込み)

区分	ヨット又はモーターボート						ディンギーヨット					
	浮棧橋 A、B			陸置施設			陸置施設			艇庫施設		
フィート	年額	月額	日額	年額	月額	日額	年額	月額	日額	年額	月額	日額
14 以下							26,000	2,600	210	39,000	3,900	320
15 "	161,000	16,100	1,320	140,000	14,000	1,150	30,000	3,000	250	45,000	4,500	370
16 "	172,500	17,250	1,420	150,000	15,000	1,230	34,000	3,400	280	51,000	5,100	420
17 "	184,000	18,400	1,510	160,000	16,000	1,320	38,000	3,800	310	57,000	5,700	470
18 "	195,500	19,550	1,610	170,000	17,000	1,400	42,000	4,200	350	63,000	6,300	520
19 "	207,000	20,700	1,700	180,000	18,000	1,480	46,000	4,600	380	69,000	6,900	570
20 "	218,500	21,850	1,800	190,000	19,000	1,560	50,000	5,000	410	75,000	7,500	620
21 "	230,000	23,000	1,890	200,000	20,000	1,640						
22 "	241,500	24,150	1,980	210,000	21,000	1,730						
23 "	253,000	25,300	2,080	220,000	22,000	1,810						
24 "	264,500	26,450	2,170	230,000	23,000	1,890						
25 "	287,500	28,750	2,360	250,000	25,000	2,050						
26 "	299,000	29,900	2,460	260,000	26,000	2,140						
27 "	310,500	31,050	2,550	270,000	27,000	2,220						
28 "	333,500	33,350	2,740	290,000	29,000	2,380						
29 "	345,000	34,500	2,840	300,000	30,000	2,470						
30 "	356,500	35,650	2,930	310,000	31,000	2,550						
31 "	379,500	37,950	3,120	330,000	33,000	2,710						
32 "	391,000	39,100	3,210	340,000	34,000	2,790						
33 "	402,500	40,250	3,310	350,000	35,000	2,880						
34 "	425,500	42,550	3,510	370,000	37,000	3,040						
35 "	437,000	43,700	3,590	380,000	38,000	3,120						
36 "	448,500	44,850	3,690	390,000	39,000	3,210						
37 "	471,500	47,150	3,880	410,000	41,000	3,370						
38 "	483,000	48,300	3,970	420,000	42,000	3,450						
39 "	494,500	49,450	4,060	430,000	43,000	3,530						
40 "	510,000	51,000	4,250	450,000	45,000	3,700						
41 "	529,000	52,900	4,350	460,000	46,000	3,780						
42 "	540,500	54,050	4,440	470,000	47,000	3,860						
43 "	563,500	56,350	4,630	490,000	49,000	4,030						
44 "	575,000	57,500	4,730	500,000	50,000	4,110						
45 "	586,500	58,650	4,820	510,000	51,000	4,190						
46 "	609,500	60,950	5,010	530,000	53,000	4,360						
47 "	621,000	62,100	5,100	540,000	54,000	4,440						
48 "	632,500	63,250	5,200	550,000	55,000	4,520						
49 "	655,500	65,550	5,390	570,000	57,000	4,680						
50 "	667,000	66,700	5,480	580,000	58,000	4,770						

モーターボート 23フィート以下			
浮棧橋 D		物揚場	
年額	月額	年額	月額
75,000	6,700	55,000	4,900

- 備考 ① 艇長は、船舶検査証書に記載されている艇長とする。ただし、改造等がある場合は、別に定める。
- ② 使用料に定めのない種類の舟艇の使用料は、別に定める。
- ③ ディンギーヨットの使用料について学校・学生の場合、陸置使用料は半額とする。
- ④ 浮棧橋D及び物揚場を使用するモーターボートの艇長は、23フィート以下とする。

2 研修宿泊関係

(1) 研修室

(単位：円、消費税込み)

利用時間	会議室	中研修室	大研修室 (洋室)	大研修室 (和室)
1時間につき	600	680	1,480	680
17時以降1時間につき	760	840	1,840	840

注：大研修室（洋室・和室）の使用で半室使用の場合は、使用料は2分の1の額とする。

(2) 宿泊室

(単位：円、消費税込み)

利用時間	使 用 料			
	小 部 屋		大 部 屋	
	中学生以下	高校生以上	中学生以下	高校生以上
16時から翌日9時まで	1,950	2,600	1,430	1,950

(3) キャンプ場施設

(単位：円、消費税込み)

使 用 料			
野外炉及びテーブル	1基1回（6時間以内）		500
	延長1時間につき		100
テントベース	1張1回（24時間以内）		500

注：野外炉及びテーブルの使用時間は、午前8時から午後9時までとする。

(4) 多目的広場夜間照明施設

(単位：円、消費税込み)

使 用 料		
全面使用の場合	1回	2,130
片面使用の場合	1回	1,060

(5) イベント広場施設

(単位：円、消費税込み)

区 分	使 用 料		
電気及び水道を使用する場合	電気代	1キロワットにつき	20
	水道代	1立方メートルにつき	200

6 港湾施設 (23. 3. 31 現在)

(1) 航路 (単位：m)

名称	延長	幅員	水深
第一航路	3,907	180~310	8.4~
第二航路	520	85	4.0
黒島航路	691	50	4.5
多喜浜航路	550	150	7.5
計	5,668	—	—

(2) 泊地及び船だまり (単位：㎡)

水深4.5m未満	128,948
水深4.5m以上7.5m未満	104,200
水深7.5m以上9.0m未満	113,200
水深9.0m以上	829,400
合計	1,175,748

(3) 外郭施設 (単位：m)

種類 管理者名	防波堤	導流堤	防潮堤及び堤防	護岸	廃棄物埋立護岸	その他 (突堤・防砂堤)	計
公 共	1,482	20	179	12,818	790	648	15,937
民 間 そ の 他	—	—	2,100	11,757	—	749	14,606
計	1,482	20	2,279	24,575	790	1,397	30,543

(4) 公共けい留施設

岸 壁				物 揚 場		浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深2.0m以下		水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延長	バース数	延長	延長	延長	バース数	延長
7	570m	2	323m	613m	931m	—	—

(5) 専用大型けい留施設

岸 壁						ド ル フ ィ ン				浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深9.0m以上		水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長
4	257m	1	80m	4	533m	12	175m	1	9m	2	88m

(6) 船舶給水施設

(9. 5. 1 改正)

名 称	供給能力	供給を受ける 船舶のけい留場所	料 金
船舶自動給水施設	12 t/時間	西 原 岸 壁	1 ㎡ごとに200円
給 水 栓	60 t/時間	多 喜 浜 第 2 岸 壁	”
給 水 施 設	100 t/時間	垣 生 第 1 岸 壁	”
”	100 t/時間	垣 生 第 2 岸 壁	”
”	100 t/時間	垣 生 第 3 岸 壁	”

7 入港船舶

(1) 年別入港船舶

年	外航		内航		計	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
18	475	3,081,631	13,133	15,953,436	13,608	19,035,067
19	455	2,887,469	12,900	16,151,596	13,355	19,039,065
20	367	2,982,952	12,214	11,044,912	12,581	14,027,864
21	380	2,603,725	11,449	10,616,684	11,829	13,220,409
22	352	2,658,060	11,789	11,917,117	12,141	14,575,177

(2) 階級別入港船舶

(平成22年)

階級	種別	外航		内航		計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
5GT以上	500GT未満	10	4,990	9,896	2,076,333	9,906	2,081,323
500GT以上	1,000GT未満	26	20,189	799	583,503	825	603,692
1,000GT以上	3,000GT未満	174	344,246	430	925,390	604	1,269,636
3,000GT以上	6,000GT未満	55	262,014	1	3,576	56	265,590
6,000GT以上	10,000GT未満	27	206,344	365	3,640,179	392	3,846,523
10,000GT以上		60	1,820,277	298	4,688,136	358	6,508,413
	計	352	2,658,060	11,789	11,917,117	12,141	14,575,177

8 海上出入貨物

(1) 年別取扱貨物

(単位：t)

年	外貨			内貨			合計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
18	453,083	2,522,373	2,975,456	2,214,105	1,292,424	3,506,529	6,481,985
19	415,211	2,533,019	2,948,230	2,324,841	1,344,802	3,669,643	6,617,873
20	405,597	2,920,568	3,326,165	2,727,243	1,087,389	3,814,632	7,140,797
21	471,879	2,253,043	2,724,922	2,184,818	905,329	3,090,147	5,815,069
22	449,779	2,486,915	2,936,694	2,336,097	1,114,939	3,451,036	6,387,730

(フェリー貨物除く)

(2) 品種別取扱貨物量

(平成22年・単位:t)

		合計	公 共					専 用				
			計	輸出	輸入	移出	移入	計	輸出	輸入	移出	移入
合 計		11,880,115	5,700,523		121	3,183,770	2,516,632	6,179,592	449,779	2,486,794	2,213,747	1,029,272
農 水 産 品	麦											
	米											
	とうもろこし											
	豆 類											
	その他雑穀											
	野菜・果物											
	綿 花											
その他農産品	3,565	3,565				3,565						
羊毛												
その他畜産品												
水産品												
林 産 品	原木											
	製材	201	201			201						
	樹脂類											
	木材チップ											
その他の木材												
薪炭												
鉱 産 品	石炭	3,353,642						3,353,642		1,854,420	1,490,422	8,800
	鉱産品											
	金属鉱	176,600						176,600		160,495		16,105
	砂利・砂	30,435	30,435			15,735	14,700					
	石材											
	りん鉱品											
	石灰石											
原塩	153,798						153,798		107,439		46,359	
非金属鉱物	700						700				700	
金 属 機 械 工 業 品	鉄鋼	65,222	65,222			4,271	60,951					
	非鉄金属	201,799						201,799	123,615		64,208	13,976
	金属製品											
	鉄道車両											
	完成自動車											
	その他輸送車両											
	二輪自動車											
	自動車部品											
	その他輸送機械											
	産業機械	2,415	2,403		121	2,117	165	12				12
電気機械	1,960	1,960			1,960							
測量・光学・医療用機械												
事務用機器												
その他機械												

(平成22年・単位:t)

	合計	公 共					専 用					
		計	輸出	輸入	移出	移入	計	輸出	輸入	移出	移入	
化学工業品	陶磁器											
	セメント											
	ガラス類											
	窯業品											
	重油	75,766					75,766					75,766
	石油製品	16,570					16,570					16,570
	LNG(液化天然)											
	LPG(液化石油)	60,110					60,110					60,110
	その他石油製品											
	コークス	45,716					45,716					45,716
化学工業品	石炭製品											
	化学薬品	1,508,905					1,508,905	131,160	360,131	287,207	730,407	
	化学肥料	239,877	11,220		11,220		228,657	195,004	4,309	14,593	14,751	
	染料・塗料・合成樹脂	73,119	50,324		44,063	6,261	22,795			22,795		
軽工業品	紙・パルプ	2,208	2,208		2,193	15						
	糸及び紡績半製品	10	10			10						
	その他繊維工業品											
	砂糖											
	製造食品	666	666		666							
	飲料	1,181	1,181		1,181							
	水	349,187	15,465		15,465		333,722			333,722		
たばこ												
その他食料工業品												
雑工業品	がん具											
	衣服・身廻品・はきもの											
	文房具・運動娯楽用品											
	家具装備品											
	その他日用品											
	ゴム製品											
特殊品	金属くず	18,580	18,580		18,580							
	くずもの											
特殊品	動植物性製造飼肥料											
	廃棄物	800					800			800		
	廃土砂											
	輸送用容器											
分類不能のもの	取合せ品											
	フェリー	5,492,385	5,492,385		3,061,420	2,430,965						

9 船舶乗降人員

(単位：人)

年	区分	乗 込	上 陸	計
18		104,711	101,323	206,034
19		104,150	103,807	207,957
20		95,674	84,913	180,587
21		91,333	82,400	173,733
22		89,363	78,879	168,242

10 使用料・占用料及び土砂採取料

(1) 港湾施設使用料

(9.5.1 改正)

施設名	種 別	使 用 区 分	料 金			
けい船岸壁 物揚場 さ ん 橋	港 銭	旅客(13歳以上のもの)	1人1回につき	2.1円		
		旅客(6歳以上13歳未満のもの)	1人1回につき	1		
	けい船料	貨物通過料	船舶総トン数1トンにつき、けい留24時間までごとに 不定期旅客船		2.1	
					2,100	
			1 貨物1トンにつき	1 農水産品	8.4	(8)
			"	2 林産品	8.4	(8)
			"	3 鉱産品	15.7	(15)
			"	4 金属機械工業品	10.5	(10)
			"	5 化学工業品	10.5	(10)
			"	6 軽工業品	10.5	(10)
			"	7 雑工業品	10.5	(10)
			"	8 その他製造工業品	10.5	(10)
			"	9 特殊品	8.4	(8)
			"	10 分類不能のもの	8.4	(8)
			2 フェリー貨物である車両1台につき			
大型車 長さ 8m以上		78.7	(75)			
中型車 長さ 5m以上8m未満		52.5	(50)			
小型車 長さ 5m未満		42.0	(40)			
二輪車		10.5	(10)			
自転車		5.2	(5)			
可 動 橋	車両可動橋使用料	けい留1回総トン数1トンにつき		1.4		
	旅客可動橋使用料	使用1回につき		735		
荷さばき地 及び野積場	一時使用料	舗装 1日1平方メートル		3.6		
		未舗装 1日1平方メートル		2.6		
荷 役 機 械	一時使用料	起重機(揚力1トンにつき)運転手、燃料を除き1時間ごとに		21		
	長期使用料	起重機(揚力1トンにつき)運転手、燃料を除き1月ごとに		504		
船員待合所	一般広告料	広告用として指定の場所に提出、1平方メートルまでごとに 1月につき		210		
特定使用料	構造物設置	年1平方メートルごとに		756		
給 水 施 設	水道料	1立方メートルごとに		200		
	大口水道料	(基本料金) 1月につき300立方メートルまで		51,000		
		(従量料金) 300立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	170			
第 一 上 屋	一般使用	1日1平方メートルごとに		7.3		
		許可の日から起算して15日まで		12.6		
	専用使用	1月1平方メートルまでごとに		525		
旅客上屋	専用使用	1月1平方メートルまでごとに		1,365		

注：この表の金額の欄の()書の規定は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第2号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供する船舶に係る使用料について適用する。

(2) 駐車場使用料及び実績

(9.5.1 改正)

区 分		使用料 (円)	平成22年度実績	
			台数(台)	金額(円)
定期駐車 以外の駐車	渡海船専用 駐車場	1台につき 210	4,718	990,780
		天候その他止むを得ない理由 により供用時間外に駐車する とき。	0	0
	中 須 賀 駐 車 場	1 回	基本料金(3時間以内)	1,098
超過料金(3時間を超え1時 間ごと)			21	
定期駐車	中 須 賀 駐 車 場	普通自動車、小型自動車及び 軽自動車(積載を含め長さ5 メートル以下のもの)	869	1,824,900
		大型自動車	0	0

(3) 占用の使用料

(9.5.1 改正)

工作物等の種類	使用料の単位	使用料の 単価(円)
電柱類の設置 (支線、支柱を含む)	1月1本につき	75
送電塔	年1㎡までごとに	650
管線類 の 埋架設	内径が30cm までのもの	20
	内径が30cmを 超えるもの	30
看板	1月表示面積1㎡ までごとに	525
自動販売機の設置	1月1件につき	1,050
その他の工作物の設置	1月1㎡ごとに	115.5

(4) 土砂採取料

(9.5.1 改正)

区 分	単 位	金 額(円)
土 砂	1 m ³ につき	31.5
砂 利	1 m ³ につき	42
栗 石	1 m ³ につき	42

新居浜港港湾計画図

